

テント利用山行規程

1. (目的)

テントを利用した山行についての規則と、テントの保管について取り決める。

2. (テント山行の定義)

会の定める定例山行、並びにリーダー企画山行でテントを利用する山行のすべてを本規定の対象とする。従って個人のテントを利用しても本規程は適用される。

一方、個人山行で会のテントを借用する場合は第6条で定める。

3. (会山行でのテントの利用の考え方)

会山行（定例、L 企画とも）でテントを利用する場合は原則として会のテントを利用する。人数の関係から個人のテントを利用する場合はその山行のリーダーが承認した場合のみとする。

（個人の好みで個人テントが増えると、結果としてテントを分散して担ぐ人数が減り、一人当たりの荷重が増えること、キャンプ指定地ではテント代が高くなるなど、いろいろ不利な点が出るため）

4. (テント山行参加料)

テント山行に参加した者は一泊当たり1000円を支払う。この場合、新しいテントか古いテントか、あるいは個人のテントかということは問わず、全員一律に1泊千円とする。なおキャンプ指定地などで支払う代金はこれとは別に参加者が負担する。

5. (テントの維持管理)

テントの性能は下山後の維持管理の良否によって大きく変わるばかりでなく、山の中で必要なものが無かったり、損傷が発見されたりすると、場合によっては遭難の可能性もあり、利用者は責任を持って維持管理に努めなければならない。

(1) テント山行の希望者は別に定める管理ノートに必要事項を記入して持ち出さねばならない。

管理ノートは第7条3項に定める。

(2) 山行のため事務所よりテントを持ち帰った者は、山行までに必要な部品が揃っているか、破れなどの欠損がないかなどを確認しなければならない。もし問題がある場合には速やかに山行部長に連絡をしなければならない。

(3) 利用者は下山後出来るだけ早く、少なくとも数日以内にテントの乾燥、汚れの除去を行うと共に、損傷部分の有無、必要な部品がそろっているかを確認し、損傷や紛失がある場合には速やかに山行部長に報告しなければならない。特に問題がなければ、事務所の所定の場所に整理して収納すること。

(4) 山行部では少なくとも年二回（夏山前、夏山後冬山前）全てのテントのチェックを行う。

(5) テント及びその構成部品の損傷（紛失を含む）については、利用者の明らかな（非常識な）取り扱いによって生じた場合はその修理費を利用者に請求することが有り得る。ただし通常の経年的な劣化や荒天等の自然環境の激変によるものについては会の予算で修理する。

6. (個人山行での利用)

会所有のテントであるから、会山行のある場合には会山行が優先的に使用する。ただし、空いている場合には個人山行に貸し出しを申し込むことができる。この場合には借用料として一泊当たり1張4千円を支払わねばならない。

具体的には山行部長に借用を申し出て許可を得なければならない。許可が出れば5条の規程通りに対処しなければならない。

7. (山行部での具体的対策)

(1) 山行部内にテント管理担当者をおく。

(2) テント管理担当者は管理ノートのチェック、損傷や紛失があった場合の修理依頼、不足品の購入などを担当する。また、年2回のチェックを他の部員などの協力を得て実施する。

(3) 管理ノートに記載すべき内容は以下の通りとする。

借り出した人、借り出し日と返却日、山行開始日と下山日、損傷や欠損の有無、あればその内容。

(4) テント山行参加費はすべて会の会計に納入する。

(4) その他、テントに関する事項は山行部が所管し、費用を伴う場合や会員の利用にあたって著しく影響があるような方策については、運営委員会の承認を得て実施する。

以上

2018年1月17日制定